

平成29年11月2日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社
代表者名 代表取締役 安藤 潔
コード・上場 4764・JASDAQ
問合せ先 取締役 山口 慶一
電話番号 03-5259-5300(代表)

AIP 証券株式会社の商号変更 及び定款の変更並びに役員の変動に関するお知らせ

当社は、平成29年10月16日付「AIP証券株式会社の株式取得（完全子会社化）に関するお知らせ」にて、AIP証券株式会社（以下「AIP証券」といいます。）の株式を100%取得する旨をお知らせしております。本日付にて、AIP証券は臨時株式総会を開催し、商号変更及び定款の変更並びに役員の変動について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 商号変更及び定款の一部変更について

(1). 変更の理由

当社は、当社グループにおけるIT事業以外の強化、並びに当社グループの組織再編を進めており、その一環として、AIP証券の商号変更及び定款の変更を行うものであります。

(2). 新商号（英文表記）

新商号： SAMURAI証券株式会社（英文名：SAMURAI SECURITIES Co., Ltd.）

（参考）

旧商号： AIP証券株式会社（英文名：AIP Securities Co., Ltd.）

(3). 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線を付した部分は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更定款
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>AIP 証券株式会社</u> と称し、英文では、 <u>AIP Securities Co.,Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>SAMURAI 証券株式会社</u> と称し、英文では、 <u>SAMURAI SECURITIES Co.,Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 有価証券売買の媒介 2. 有価証券の募集又は売出しの取扱い 3. 有価証券の私募の取扱い 4. その他金融商品取引法により第一種金融商品取引業を行う者が営むことができる業務（但し、保護預かり業務は除く。） <u>5. 生命保険の募集に関する業務</u> <u>6. 前各号に附帯する一切の業務</u>	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 有価証券売買の媒介 2. 有価証券の募集又は売出しの取扱い 3. 有価証券の私募の取扱い 4. その他金融商品取引法により第一種金融商品取引業を行う者が営むことができる業務（但し、保護預かり業務は除く。） <u>5. 金融商品取引法により第二種金融商品取引業を行う者が営むことができる業務</u> <u>6. 生命保険の募集に関する業務</u> <u>7. 前各号に附帯する一切の業務</u>
第 3 条～第 23 条 (条文省略)	第 3 条～第 23 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(取締役会規程)</u> <u>第 24 条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</u>

現行定款	変更定款
<p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益については、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役等の責任免除等)</p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役の同意及び取締役の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>②当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役等の責任限定等)</p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更定款
<p>(事業年度)</p> <p><u>第27条</u> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。</p>	<p><u>第28条</u> (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当等)</p> <p><u>第28条</u> 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主に対して支払う。</p> <p>②剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p><u>第29条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第30条</u> <u>第1条、第2条を変更。第24条を新設。第24条の新設に伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成29年11月2日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条</u> <u>本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</u></p>

(4). 変更日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	平成29年11月2日
商号変更の効力発生日	平成29年11月2日
定款変更の効力発生日	平成29年11月2日

2. 役員の異動について

(1). 異動の理由

AIP証券（新商号：SAMURAI証券株式会社）は、平成29年11月2日開催の臨時株主総会において、経営体制の刷新及び経営の効率化を図るべく、取締役及び監査役の異動について決議しましたので、お知らせいたします。

(2). 取締役の異動

氏名	区分	新役職名	旧役職名	異動年月日
山口 慶一	新任	取締役	—	平成29年11月2日
塩澤 卓也	新任	取締役	—	平成29年11月2日
増田 誠治	新任	取締役	—	平成29年11月2日
川戸 航介	辞任	—	取締役	平成29年11月2日
田村 誠	辞任	—	取締役	平成29年11月2日
中出 了真	辞任	—	取締役	平成29年11月2日

(3). 監査役の異動

氏名	区分	新役職名	旧役職名	異動年月日
三上 嗣夫	新任	監査役	—	平成29年11月2日

(4). 日程

平成29年11月2日

以 上